

新潟県運転免許センター等電力調達に係る環境配慮の基準

- 1 入札説明書 3(7)に示す基準は次の「環境評価項目配点表」に示す環境評価項目ごとの配点により算定した点数の合計が70点以上であることとする。
- 2 新潟県運転免許センター等電力調達の競争入札に参加を希望する者は、環境評価項目を配点表により算出し、その点数を「環境評価項目報告書」(様式2)に記載し、確認資料を添えて提出する。

環境評価項目配点表

環境評価項目	区分	配点
(1) 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
(2) 令和6年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
(4) 新潟県カーボン・オフセット制度の活用状況 ※4	活用している	5
	活用していない	0
(5) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組 ※5	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合 計		110

**※1 令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：
kg-CO₂/kWh）**

「令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の電気事業者の調整後排出係数（kg-CO₂/kWh）とする。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2 令和6年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

令和6年度の未利用エネルギーの活用状況（%）

$$= \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

(3)令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(4)令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を令和6年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値とする。ただし、①から⑤は令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

(算定方式)

令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%)

$$= \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

①令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))

②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量 (kWh)

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)

⑥令和6年度の供給電力量 (需要端(kWh))

(1)令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(2)令和6年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 新潟県カーボン・オフセット制度の活用状況

新潟県カーボン・オフセット制度の活用状況とは、令和6年4月1日から競争入札参加資格申請書提出締め切り日までに新潟県カーボン・オフセット制度に基づき登録されたプロジェクトにおけるクレジットの購入実績 (申し込みの事実があることでも可) があることとする。

※5 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。